

令和 3 年第 3 回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

令和 3 年第 3 回 荒尾市議会（定例会） 議案資料目次

議案番号	件名	ページ
議第 3 1 号	専決処分について（荒尾市税条例等の一部改正）	1
議第 3 2 号	専決処分について（令和 3 年度荒尾市一般会計補正予算（第 2 号））	3
議第 3 3 号	荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）P F I 事業等審査委員会条例の制定について	4
議第 3 4 号	荒尾市指定管理候補者選定委員会条例の制定について	5
議第 3 5 号	荒尾市職員のサービスの宣誓に関する条例及び荒尾市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	6
議第 3 6 号	荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	8
議第 3 7 号	荒尾市手数料条例の一部改正について	9
議第 3 8 号	荒尾市国民健康保険条例の一部改正について	10
議第 3 9 号	（仮称）荒尾市・長洲町学校給食センター厨房機器製造請負契約の締結について	11
議第 4 0 号	令和 3 年度荒尾市一般会計補正予算（第 3 号）	12
議第 4 1 号	令和 3 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	17
議第 4 2 号	令和 3 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	18
議第 4 3 号	令和 3 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	19
議第 4 4 号	令和 3 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	20

令和3年度地方税制改正に伴う荒尾市税条例等の一部改正の主な内容

改正項目	現行		改正		改正後	改正の趣旨	市税条例 (関係条項)	適用時期																																															
	改正前	改正後	改正前	改正後																																																			
1 固定資産税(土地)の負担調整措置	地価の上昇により評価額が急激に上昇した場合でも税額の上昇が緩やかになるよう、課税標準額を段階的に引き上げていく負担調整措置を平成30年度から令和2年度まで適用する。	地価の上昇により評価額が急激に上昇した場合でも税額の上昇が緩やかになるよう、課税標準額を段階的に引き上げていく負担調整措置を平成30年度から令和2年度まで適用する。	ただし、令和3年度に限っては、固定資産税の税額が増加する土地(地目の変更等に該当する場合を除く。)については前年度の税額に据え置き、地価の下落等で減税となる土地はそのまま引き下げる。			新型コロナウイルス感染症による社会経済活動や生活全般の環境変化による納税者の負担感に配慮するため	附則第12条及び第13条	令和3年度から																																															
2 軽自動車税環境性能割の税率区分見直し及び臨時的軽減措置(自家用乗用車)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>臨時的軽減※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車、ハイブリッド車、LPG車</td> <td>1%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	税率	臨時的軽減※	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車	非課税	非課税	ガソリン車、ハイブリッド車、LPG車	1%	非課税	上記以外	2%	1%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>臨時的軽減※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車、ハイブリッド車、LPG車</td> <td>1%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	税率	臨時的軽減※	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車	非課税	非課税	ガソリン車、ハイブリッド車、LPG車	1%	非課税	上記以外	2%	1%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>臨時的軽減※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車、ハイブリッド車、LPG車</td> <td>1%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	税率	臨時的軽減※	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車	非課税	非課税	ガソリン車、ハイブリッド車、LPG車	1%	非課税	上記以外	2%	1%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>臨時的軽減※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車、ハイブリッド車、LPG車</td> <td>1%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	税率	臨時的軽減※	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車	非課税	非課税	ガソリン車、ハイブリッド車、LPG車	1%	非課税	上記以外	2%	1%	環境性能割税率区分の2年ごとの見直しと、新型コロナウイルス感染症による社会経済の動向が、環境インセンティブ機能に与える影響を勘案し、適用期間を延長するため	附則第15条の2	令和3年4月1日から
区分	税率	臨時的軽減※																																																					
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車	非課税	非課税																																																					
ガソリン車、ハイブリッド車、LPG車	1%	非課税																																																					
上記以外	2%	1%																																																					
区分	税率	臨時的軽減※																																																					
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車	非課税	非課税																																																					
ガソリン車、ハイブリッド車、LPG車	1%	非課税																																																					
上記以外	2%	1%																																																					
区分	税率	臨時的軽減※																																																					
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車	非課税	非課税																																																					
ガソリン車、ハイブリッド車、LPG車	1%	非課税																																																					
上記以外	2%	1%																																																					
区分	税率	臨時的軽減※																																																					
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車	非課税	非課税																																																					
ガソリン車、ハイブリッド車、LPG車	1%	非課税																																																					
上記以外	2%	1%																																																					
3 軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)	取得期間：平成31年4月1日から令和3年3月31日まで 軽課年度：取得の翌年度のみ	取得期間：平成31年4月1日から令和3年3月31日まで 軽課年度：取得の翌年度のみ	取得期間：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで 軽課年度：取得の翌年度のみ	取得期間：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで 軽課年度：取得の翌年度のみ	適用対象の重点化及び基準の切替え(乗用自家用区分については、環境性能割を補完する制度として、令和元年度改正済み。)	附則第16条	令和3年4月1日から																																																

改正項目	改 正		市税条例 (関係条項)	適用時期
	現 行	改 正 後		
4 住宅借入金等特別税額控除の特例		<p>令和17年度までの各年度分の個人の市民税控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長措置に関して、①及び②の両方を満たす者については、対象となる期間を令和17年度まで延長する。</p> <p>① 一定の期日までに契約が行われていること。 ・注文住宅を新築する場合 <u>令和2年10月1日から令和3年9月30日まで</u> ・分譲住宅・既存住宅の取得や増改築をする場合 <u>令和2年12月1日から令和3年11月30日まで</u></p> <p>② 入居期間が令和3年1月1日から令和4年12月31日までであること。</p>	附則第26条	令和3年度から
			改正の趣旨 新型コロナウイルス感染症の影響を醸成、住宅借入金等特別控除の適用要件が延長されるため	

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源 国県支出金	地方債	その他		
3 民生費	移動困難者のワクチン接種会場への輸送支援事業費	15,128	3,844			11,284	<input type="checkbox"/> 移動困難者のワクチン接種会場への輸送支援 ・ワクチン接種会場輸送委託料 15,128 (財源) ・県補助金 3,844
	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費（その他世帯）	49,660	49,660				<input type="checkbox"/> 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）給付事業費及び支給に伴う事務経費 ・消耗品費 300 ・印刷製本費 200 ・郵便料 450 ・手数料 110 ・システム改修委託料 2,000 ・子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯） 46,600 (財源) ・国庫補助金 49,660
	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費（その他世帯）（時間外手当）	2,000	2,000				<input type="checkbox"/> 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）の支給に伴う事務経費 ・時間外手当 2,000 (財源) ・国庫補助金 2,000
3 款計		66,788	55,504			11,284	
4 衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	65,741	65,741				<input type="checkbox"/> 新たな接種会場（東大谷体育館）の設置によるワクチン接種の促進 ・報償金 27,720 ・消耗品費 4,000 ・新型コロナウイルスワクチン接種会場設営委託料 21,480 ・医療廃棄物処理委託料 1,200 ・備品購入費 11,341 (財源) ・国庫補助金 65,741
4 款計		65,741	65,741				
補正額		132,529	121,245			11,284	一般財源 ・財政調整基金繰入金 11,284
補正前の額		23,301,209	6,573,133	773,900	1,473,469	14,480,707	
合計		23,433,738	6,694,378	773,900	1,473,469	14,491,991	

荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）P F I 事業等審査委員会条例について

1	制定の趣旨	<p>道の駅あらお（仮称）及び荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）を複合化した荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）をP F I手法等により整備することを予定している。</p> <p>同手法による事業者選定に当たり、競争性及び公平性を確保し、客観的な審査及び評価を行うため、荒尾市ウェルネス拠点施設P F I 事業等審査委員会を設置する。</p>
2	概要	<p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 荒尾市ウェルネス拠点施設P F I 事業等審査委員会 ・所掌事務 P F I 事業等に関する次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業者の募集に関すること。 (2) 応募した者を審査し、及び評価すること。 (3) 事業者の選定に関すること。 (4) その他市長が必要と認めること。 ・事務局 総務部総合政策課 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数 10人以内 ・構成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学識経験を有する者 (2) 専門的な知識経験を有する者 (3) 市の職員 (4) その他市長が必要と認める者 ・任期 委嘱又は任命の日から民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第11条第1項の規定による民間事業者の選定結果の公表の日まで ・報酬 日額10,000円（市の職員を除く。）
3	施行期日	公布の日
4	失効日	委員の任期満了日

荒尾市指定管理候補者選定委員会条例について

1	制定の趣旨	荒尾市の公の施設に係る指定管理候補者の選定等に当たって、指定管理者制度に対する客観性及び公平性をより一層高めるため、条例により指定管理候補者の選定等に関する委員会を設置する。
2	概要	<p>【委員会の組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 荒尾市指定管理候補者選定委員会 ・所掌事務 次に掲げる事項を審議し、市長に意見を述べる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定管理候補者の選定に関する事項 (2) その他指定管理者制度に関し必要な事項 ・事務局 総務部公共施設マネジメント推進室 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数 7人以内 ・構成 (1) 学識経験を有する者 <ul style="list-style-type: none"> (2) 総務部長 (3) 対象となる公の施設に応じて、教育長、所管部長、所管部次長及び所管課長の中から選任された者 (4) その他市長が必要と認める者 ・任期 委嘱又は任命の日から3年とし、再任を妨げない。
3	施行期日	令和3年10月1日

荒尾市職員の服務の宣誓に関する条例及び荒尾市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者(県費負担職員)については、市教育委員会)又は任命権者の定める上級の職員の面前において宣誓書(様式)に署名してからでなければその職務を行ってほならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、宣誓書(様式)を任命権者(県費負担職員)については、市教育委員会)に提出してからでなければその職務を行ってほならない。</p> <p>2 略</p>
<p>様式(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体ずるとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 氏 名</p> </div>	<p>様式(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体ずるとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 氏 名</p> </div>

第2条 荒尾市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

現 行	改 正 後
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならぬ。</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>削る。</p>

現 行		改 正 後	
7 略		6 略	
8 略		7 略	
(口頭審理)		(口頭審理)	
第8条 略		第8条 略	
2・3 略		2・3 略	
4 委員会は、関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対しその請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。		4 委員会は、関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対しその請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。	
5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。		5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	
(1) 提出者の住所及び氏名		(1) 提出者の住所及び氏名	
(2) 提出の年月日		(2) 提出の年月日	
(3) 証言すべき事項		(3) 証言すべき事項	
6～8 略		6～8 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現	行	改	正	後
(認定委員会) 第4条 略 2 略 3 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5～8 略		(認定委員会) 第4条 略 2 略 3 委員は、学識経験を有する者 <u>その他市長が適当と認める者のうち</u> から市長が委嘱し、又は任命する。 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5～8 略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に公務災害補償等認定委員会の委員（以下「旧委員」という。）である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の第4条第3項の規定により公務災害補償等認定委員会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

荒尾市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行			改 正 後			
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)			
区分	手数料の名称	手数料の額	区分	手数料の名称	手数料の額	
略			略			
住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき 300円	住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき 300円	
	住民票の写しの交付手数料	1通につき 300円		住民票の写しの交付手数料	1通につき 300円	
	住民票の記載事項の証明書交付手数料	1通につき 300円		住民票の記載事項の証明書交付手数料	1通につき 300円	
	住民票の写しの広域交付手数料	1通につき 300円		住民票の写しの広域交付手数料	1通につき 300円	
	除票の写しの交付手数料	1通につき 300円		除票の写しの交付手数料	1通につき 300円	
	除票の記載事項の証明書交付手数料	1通につき 300円		除票の記載事項の証明書交付手数料	1通につき 300円	
	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき 300円		戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき 300円	
	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき 300円		戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき 300円	
	個人番号カードの再交付手数料	1枚につき 800円			削る。	
	身分証明手数料	1通につき 300円			身分証明手数料	1通につき 300円
略			略			

附 則
この条例は、令和3年9月1日から施行する。

荒尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>2 給与等 (所得税法 (昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与 (健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができなとき (新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができな期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>3～7 略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>2 給与等 (所得税法 (昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与 (健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができなとき (新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができな期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>3～7 略</p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

製造請負契約要項

- 1 業 務 名 (仮称) 荒尾市・長洲町学校給食センター厨房機器の製造
- 2 履 行 場 所 荒尾市増永地内
- 3 履 行 期 間 議会の議決を経た日から令和4年6月30日まで
- 4 施 行 理 由 施設及び設備が老朽化している荒尾市立学校給食センターの新築工事に併せ、最新の厨房機器を導入し、安心安全な学校給食を提供するため。
- 5 事 業 概 要 冷蔵庫、冷凍庫、消毒保管機、蒸気回転釜、真空冷却機、自動フライヤー、スチームコンベクションオーブン、洗浄機(食器、食缶、コンテナ等)、厨芥処理機等の厨房機器製造
- 6 契 約 方 法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- 7 審 査 実 施 日 令和2年6月12日
- 8 契 約 の 相 手 方 熊本市東区錦ヶ丘9番26号
株式会社中西製作所 熊本営業所
所長 福田 広
- 9 仮契約締結日 令和3年5月19日
- 10 契 約 金 額 425,033,620円

議第40号資料

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第3号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源 国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	一般管理費（総務課）	2,124			2,124		<input type="checkbox"/> 下水道施設特許による職員職務発明実施補償金 ・補償金 2,124 (財源) ・ベルト型ろ過濃縮機不実施補償料 (13,090)
	基金費（総合政策課）	28,554				28,554	<input type="checkbox"/> 前年度寄附金のマッチング・ギフト方式による積立 ・子ども未来基金積立金 28,554
	地域公共交通活性化事業費	11,284	5,642			5,642	<input type="checkbox"/> 公共交通の利用機会拡大による新たな地域需要の創出に向けた取組 ・郵便料 200 ・公共交通利用データ検証業務委託料 2,244 ・公共交通利用促進等業務委託料 3,641 ・あらか健康手帳による受診環境改善業務委託料 4,954 ・デジタルサイネージ業務委託料 245 (財源) ・地方創生推進交付金 5,642
	行政改革推進費	186				186	<input type="checkbox"/> 行政DX推進計画の策定に伴う行政改革推進審議会の開催 ・非常勤職員報酬 99 ・費用弁償 8 ・消耗品費 79
	コミュニティ助成事業費	7,500			7,500		<input type="checkbox"/> コミュニティ無線放送システムの整備補助（3か所） ・コミュニティ助成事業助成金 7,500 (財源) ・コミュニティ助成金 7,500
	市内高校活性化事業費	99				99	<input type="checkbox"/> FMたんとでの地元高校の情報発信 ・FMたんと放送委託料 99
	南新地地区ウェルネス拠点形成プロジェクトマネジメント事業費	146				146	<input type="checkbox"/> 道の駅及び保健・福祉・子育て支援施設の整備に向けたPFI事業等審査委員会の開催 ・非常勤職員報酬 120 ・費用弁償 23 ・食糧費 3
	荒尾市制80周年記念事業費	330			330		<input type="checkbox"/> 市制80周年記念式典開催等のための準備費用 ・報償金 30 ・消耗品費 5 ・印刷製本費 295 (財源) ・地域活性化基金繰入金 330
	個人番号カード交付円滑化推進事業費	6,229	6,229				<input type="checkbox"/> 会計年度任用職員3人任用及びマイナンバーカード出張申請受付数の増、市民サービスセンターにおける交付開始による物品の追加等 ・非常勤職員報酬 3,936 ・期末手当 558 ・健康労働保険料 759 ・費用弁償 114 ・消耗品費 320 ・郵便料 542 (財源) ・国庫補助金 6,229
マイナポイント利用環境整備事業費	240	240				<input type="checkbox"/> マイナポイントの対象期間延長による ・消耗品費 240 (財源) ・国庫補助金 240	
2款計		56,692	12,111		9,954	34,627	

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			国県支出金	地方債	その他		
3 民生費	国民健康保険特別会計繰出金	△ 3,060				△ 3,060	□特別会計人件費補正による ・国民健康保険特別会計繰出金 △3,060
	介護保険特別会計繰出金	△ 2,061				△ 2,061	□特別会計人件費補正による ・介護保険特別会計繰出金 △2,061
	後期高齢者医療特別会計繰出金	108				108	□特別会計人件費補正による ・後期高齢者医療特別会計繰出金 108
	母子生活支援施設入所措置費	7,963	5,971			1,992	□入所措置費の見込増 ・扶助費 7,963 (財源) ・国庫負担金 3,981 ・県負担金 1,990
	児童センター運営費	777				777	□児童センター所長及び児童厚生員の交代による ・非常勤職員報酬 429 ・期末手当 △90 ・健康労働保険料 348 ・費用弁償 90
3 款計	3,727	5,971			△ 2,244		
4 衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	332	332				□会計年度任用職員1人任用及びワクチン管理のための費用弁償の追加 ・非常勤職員報酬 300 ・費用弁償 32 (財源) ・国庫補助金 332
	ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業費	225				225	□長洲町と連携したウォーキングコースの整備等 ・荒尾長洲地域資源活用推進協議会負担金 225
	健康あらしお強化事業費	2,255	1,127			1,128	□食育の推進に伴う若い世代の食習慣の実態調査 ・食生活改善等調査業務委託料 2,255 (財源) ・地方創生推進交付金 1,127
	塵芥処理費	5,408				5,408	□会計年度任用職員2人任用 ・非常勤職員報酬 3,723 ・期末手当 778 ・健康労働保険料 752 ・労災保険料 69 ・費用弁償 86
4 款計	8,220	1,459			6,761		

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
6 農 林 水 産 業 費	強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業費	722	722				<input type="checkbox"/> 作業効率の向上及び経営規模拡大の促進のための農業用機械等の購入に対する補助 ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金 722 (財源) ・県補助金 722
	農水産物販路拡大推進事業費	10,050	5,025			5,025	<input type="checkbox"/> 社会情勢やトレンドを踏まえた荒尾梨のブランド化推進及びプロモーションの実施 ・消耗品費 39 ・荒尾梨販路拡大プロジェクト業務委託料 10,000 ・使用料 11 (財源) ・地方創生推進交付金 5,025
	農作物栽培支援事業費			217			<input type="checkbox"/> 地方創生推進交付金の採択に伴う財源組替え (財源) ・地方創生推進交付金 467 ・県補助金 △250
	6 款計	10,772	5,964			4,808	
7 商 工 費	商工総務費(産休・育休代替職員任用)	1,383				1,383	<input type="checkbox"/> 会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 990 ・期末手当 109 ・健康労働保険料 194 ・費用弁償 90
	新型コロナウイルス対策事業費(産業振興)	28,139				28,139	<input type="checkbox"/> 県が時短要請に協力した店舗に対して給付する熊本県時短要請協力金の市負担分 ・熊本県時短要請協力金負担金 28,139
	万田坑ステーションリニューアル事業費	15,546	7,867		4,606	3,073	<input type="checkbox"/> VR等を活用した万田坑ステーションのリニューアル ・報償金 105 ・普通旅費 21 ・万田坑ステーションデジタルコンテンツ整備委託料 15,420 (財源) ・国庫補助金 7,867 ・荒尾産炭地域振興センター助成金 4,606
	炭鉱電車保存整備事業費	7,885		1,900	4,730	1,255	<input type="checkbox"/> 炭鉱電車の静態保存に伴う整備設計 ・炭鉱電車整備設計業務委託料 7,885 (財源) ・荒尾産炭地域振興センター助成金 4,730 ・観光施設整備事業債 1,900
7 款計	52,953	7,867	1,900	9,336	33,850		

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
8 土 木 費	公共下水道費	313				313	□公営企業会計人件費補正による ・下水道会計支出金 313
	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	310				310	□特別会計人件費補正による ・南新地土地区画整理事業特別会計繰出金 310
	土地区画整理事業費	60,000		54,000		6,000	□南新地土地区画整備事業で整備する都市計画道路の施工に伴う交差点改良工事 ・工事請負費 60,000 (財源) ・都市計画事業債 54,000
	住宅・建築物安全ストック形成事業費		500			△ 500	□県補助金の継続に伴う財源組替え (財源) ・県補助金 500
	8 款計	60,623	500	54,000		6,123	
9 消 防 費	消防団員費	8,927				8,927	□消防団員退職報償金(21人分) ・報償金 8,927 (財源) ・共済基金 8,927
	9 款計	8,927				8,927	
10 教 育 費	事務局費(会計年度任用職員任用)	1,699				1,699	□会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 1,273 ・期末手当 181 ・健康労働保険料 245
	語学指導外国青年招致事業費	240				240	□A L Tの帰国費用及び新規A L Tの招致に伴う新型コロナウイルス感染症対策のための追加的防疫措置の実施 ・費用弁償 16 ・招致旅費負担金 154 ・入国時健康診査負担金 70
	英語教育充実事業費	714	125		589		□英語検定受験料の改定による ・手数料 714 (財源) ・県補助金 125 ・子ども未来基金繰入金 589
	学校教育課管理費(会計年度任用職員任用)	1,829				1,829	□会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 1,312 ・期末手当 186 ・健康労働保険料 267 ・費用弁償 64
	青少年国際交流推進事業費	200			200		□I C Tを活用した国際交流プログラムの実施 ・報償金 30 ・青少年交流プログラム成果物製作委託料 120 ・借上料 50 (財源) ・子ども未来基金繰入金 200

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	市立図書館移転整備事業費	671,292				671,292	<input type="checkbox"/> 市立図書館の移転整備経費 ・消耗品費 3,300 ・図書購入費(需用費) 18,980 ・通信運搬費 4,973 ・新図書館移設作業統括業務委託料 499 ・新図書館移転準備作業委託料 1,500 ・図書システム改修委託料 7,260 ・フリーW i - F i 構築委託料 2,270 ・備品購入費 10,686 ・図書購入費(備品購入費) 1,010 ・新図書館内装等工事負担金 620,814
	運動公園施設改修費	1,000				1,000	<input type="checkbox"/> 突発的修繕の増 ・修繕費 1,000
	給食センター管理費	△ 159				△ 159	<input type="checkbox"/> 中学校給食費を口座引落しに変更することに伴う会計年度任用職員任用の取りやめ ・非常勤職員報酬 △141 ・費用弁償 △18
	給食センター管理費(会計年度任用職員任用)	△ 2,424			△ 542	△ 1,882	<input type="checkbox"/> 県雇用管理栄養士数の維持による会計年度任用職員任用の取りやめ ・非常勤職員報酬 △1,751 ・期末手当 △224 ・健康労働保険料 △371 ・費用弁償 △78 (財源) ・長洲町学校給食受託事業収入 △542
	10款計	674,391	125		247	674,019	
12 公 債 費	長期債元金償還金				△ 3,169	3,169	<input type="checkbox"/> 公営住宅の管理事務に係る人件費の増額による充当財源の組替え △3,169 (財源) ・住宅使用料現年分 △3,169
	12款計				△ 3,169	3,169	
	款 合 計	876,305	33,997	55,900	25,295	761,113	
	各款職員等人件費	28,240	12,236		1,439	14,565	(財源) ・住宅使用料現年分 3,169 ・国庫補助金 12,168 ・県補助金 68 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業受託収入 △1,795 ・大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 65
	補 正 額	904,545	46,233	55,900	26,734	775,678	一般財源 ・不実施補償料 10,966 ・財政調整基金繰入金 764,712
	補正前の額	23,433,738	6,694,378	773,900	1,473,469	14,491,991	
	合 計	24,338,283	6,740,611	829,800	1,500,203	15,267,669	

令和3年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
6款 繰入金	一般会計繰入金	629,588	△ 3,060	626,528	人事異動等に伴う減額
	その他	100,000	0	100,000	
	計	729,588	△ 3,060	726,528	
その他		6,361,044	0	6,361,044	
歳入合計		7,090,632	△ 3,060	7,087,572	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	154,561	△ 3,060	151,501	人事異動等に伴う減額
	その他	17,882	0	17,882	
	計	172,443	△ 3,060	169,383	
その他		6,918,189	0	6,918,189	
歳出合計		7,090,632	△ 3,060	7,087,572	

令和3年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第1号）資料

＜保険事業勘定＞

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	918,257	907	919,164	人事異動等に伴う増額
	その他	87,665	0	87,665	
	計	1,005,922	907	1,006,829	
4款 国庫支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	53,920	1,518	55,438	人事異動等に伴う増額
	その他	1,457,516	0	1,457,516	
	計	1,511,436	1,518	1,512,954	
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	26,960	759	27,719	人事異動等に伴う増額
	その他	802,209	0	802,209	
	計	829,169	759	829,928	
9款 繰入金	職員給与費等繰入金	54,213	△ 2,821	51,392	人事異動等に伴う減額
	地域支援事業繰入金 (総合以外)	26,965	760	27,725	人事異動等に伴う増額
	その他	1,018,761	0	1,018,761	
	計	1,099,939	△ 2,061	1,097,878	
その他		1,549,414	0	1,549,414	
歳入合計		5,995,880	1,123	5,997,003	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	115,603	1,123	116,726	人事異動等に伴う増額
	その他	62,214	0	62,214	
	計	177,817	1,123	178,940	
その他		5,818,063	0	5,818,063	
歳出合計		5,995,880	1,123	5,997,003	

介護保険特別会計予算は6,025,977千円で、その内訳は、保険事業勘定5,995,880千円、介護サービス事業勘定30,097千円となります。

今回の1号補正により、保険事業勘定を1,123千円増額しますので、1号補正後介護保険特別会計予算は6,027,100千円となります。

令和3年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	事務費繰入金	39,899	108	40,007	人事異動等に伴う増額
	その他	221,261	0	221,261	
	計	261,160	108	261,268	
6款 諸収入	雑入	8,247	17	8,264	派遣職員の共済費改定に伴う増額
	その他	25,487	0	25,487	
	計	33,734	17	33,751	
その他		549,120	0	549,120	
歳入合計		844,014	125	844,139	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	43,275	125	43,400	人事異動等に伴う増額
	その他	4,636	0	4,636	
	計	47,911	125	48,036	
その他		796,103	0	796,103	
歳出合計		844,014	125	844,139	

議第44号資料

令和3年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰入金	一般会計繰入金	110,635	310	110,945	職員手当等の変更に伴う増額
その他		944,468	0	944,468	
歳入合計		1,055,103	310	1,055,413	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	93,665	310	93,975	職員手当等の変更に伴う増額
その他		961,438	0	961,438	
歳出合計		1,055,103	310	1,055,413	